

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

DECEMBER 13TH 2017

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- 越境 EC 暫定優遇措置の対象地域 15 都市に拡大
- 2018 年の住宅市場 価格上昇幅は鈍化の見込み

【貿易・投資】

- 11 月の貿易統計 輸出は前年同月比+12.3% 輸入は同+17.7%

【金融・為替】

- 11 月の外貨準備高 10 ヶ月連続で増加

■ RMB REVIEW

- 強まる元安志向

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国務院の一部行政法規の改正に関する決定」
- 「国務院の『中華人民共和国營業稅暫定施行條例』の廃止及び『中華人民共和国増値稅暫定施行條例』の改正に関する決定」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【産業】

◆越境 EC 暫定優遇措置の対象地域 15 都市に拡大

商務部は 7 日の記者会見で、越境 EC の小売輸入に関する通関手続きの暫定優遇措置^(注 1)の対象地域について、2018 年 1 月 1 日より現行の 10 都市^(注 2)から 15 都市に拡大することを発表した。新たに追加された 5 都市は、合肥、成都、大連、青島、蘇州となる。

商務部は同優遇措置について、国内消費の多様化への対応、海外消費の国内還流、また EC 産業の発展の促進に繋がるものとし、今年 9 月に実施期限を 2017 年末から 2018 年末まで延長したことに続き、今回、さらに対象地域を拡大したという。一方、一部の輸入品から品質、安全性、包装、表示等の問題が見つかった為、商務部は個人消費者に対し、商品情報を十分把握した上で、トレーサック管理体制の整っている EC 業者から購入するよう呼びかけた。

(注 1) 2016 年 4 月 8 日から実施されている越境 EC 小売輸入に対する新税制移行に伴う暫定優遇措置として、税関総署は越境 EC 試験都市 10 都市を対象に、EC で輸入した保税商品が保税区等の税関特別監督管理区域に入る際の通関証明書の検査や、一部の商品(化粧品、粉ミルク、医療機器、健康食品等)に求められている輸入許可証の提出等を一時的に免除するとし、この措置は 2 度の期限延長を経て 2018 年末まで適用されることとなっている。

詳細は本誌 2017 年 9 月 27 日号の「DIGEST」解説をご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/417092701.pdf>

(注 2) 現行の 10 都市:天津、上海、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳、重慶、福州、平潭

◆2018 年の住宅市場 価格上昇幅は鈍化の見込み

政府系シンクタンクの中国社会科学院は 5 日、「中国住宅発展報告 2017-2018」を発表し、中国の住宅市場の現状と今後の見通しをまとめた。

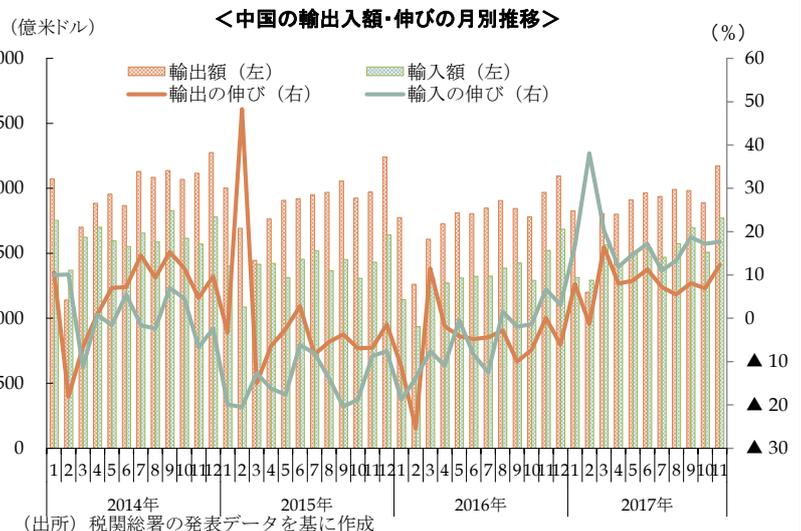
足元では、政府の住宅価格抑制策を受け、一・二線都市(主要都市)を中心に価格高騰が一服し、住宅市場全体の過熱感が下がったとした。一方、三・四線都市(中堅・中小都市)を中心に価格の上昇幅は大きく、一部都市にはバブル崩壊のリスクが存在していると指摘。また、不動産開発企業の負債比率が上昇し債務不履行に陥るリスクや、レバレッジのかかった金融商品を利用して頭金を調達する住宅購入者の増加による個人住宅ローンのレバレッジ上昇も警戒するべきとした。

2018 年の見通しについては、住宅市場は新たな調整局面に入り、販売価格の上昇幅は緩やかに鈍化し、在庫物件の解消が進み、新規住宅投資の勢いは 2017 年よりやや弱まる可能性があるとした。一方、賃貸住宅については、政府の拡大促進方針を受け大きく伸びる見込みで、特に一・二線都市においては取引規模が著しく拡大するとの見方を示した。

【貿易・投資】

◆11 月の貿易統計 輸出は前年同月比 +12.3% 輸入は同+17.7%

税関総署が 8 日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、11 月の輸出入総額は前年同月比 +14.7% (10 月:同+11.2%) の 3,945.5 億米ドル、うち、輸出は同+12.3% (10 月:同+6.9%) の 2,173.8 億米ドル、輸入は同+17.7% (10 月:同+17.2%) の 1,771.7 億米ドルと、特に輸出の伸びが大きく拡大した。



1-11月の累計では、輸出入総額は前年同期比+12.0% (1-10月:同+11.6%)の3兆7,031.5億米ドル、うち、輸出は同+8.0% (1-10月:同+7.4%)の2兆395.7億米ドル、輸入は同+17.3% (1-10月:同+17.2%)の1兆6,635.9億米ドルとなった。

1-11月の対日貿易については、輸出が前年同期比+5.4% (1-10月:同+4.8%)、輸入が同+14.8% (1-10月:同+14.8%)と、輸出の伸びが前月より拡大した。

1-11月の輸出の商品別(人民元建て)では、電子・機械製品が全体の58.1%を占め、引き続き主要輸出品目となっている。

また輸出額の伸びも前年同期比+12.6%と輸出全体の伸びの+8.0%を上回り、うち、自動車は同+27.5%、パソコンと関連部品が同+19.3%、集積回路が同+12.7%、携帯端末が同+9.1%と大きく伸びた。

当局は11月の対外貿易について、世界経済の復調、堅調な国内経済を背景としたエネルギー・鉱物資源の輸入量・価格の上昇等が要因となって伸びが加速したとしている。

＜2017年1-11月の国・地域別輸出入額と伸び率(トップ10)＞

(億米ドル)

国・地域	輸出入総額 (1-11月)	前年 同期比	輸出 (1-11月)	前年 同期比	輸入 (1-11月)	前年 同期比
米国	5,272.2	12.8%	3,892.4	11.8%	1,379.8	15.9%
日本	2,743.4	10.3%	1,244.4	5.4%	1,499.0	14.8%
韓国	2,537.5	12.1%	935.7	11.8%	1,601.8	12.3%
香港	2,519.6	▲ 6.5%	2,452.1	▲ 3.3%	67.5	▲ 57.5%
台湾	1,793.1	11.7%	394.1	8.1%	1,399.0	12.8%
ドイツ	1,516.8	10.6%	640.1	8.4%	876.7	12.3%
オーストラリア	1,244.2	28.1%	373.2	10.2%	871.0	37.7%
ベトナム	1,078.1	23.1%	639.7	16.9%	438.5	33.6%
マレーシア	865.7	12.4%	375.0	12.5%	490.7	12.4%
ブラジル	800.8	28.8%	261.2	32.5%	539.6	27.2%

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆11月の外貨準備高 10ヶ月連続で増加

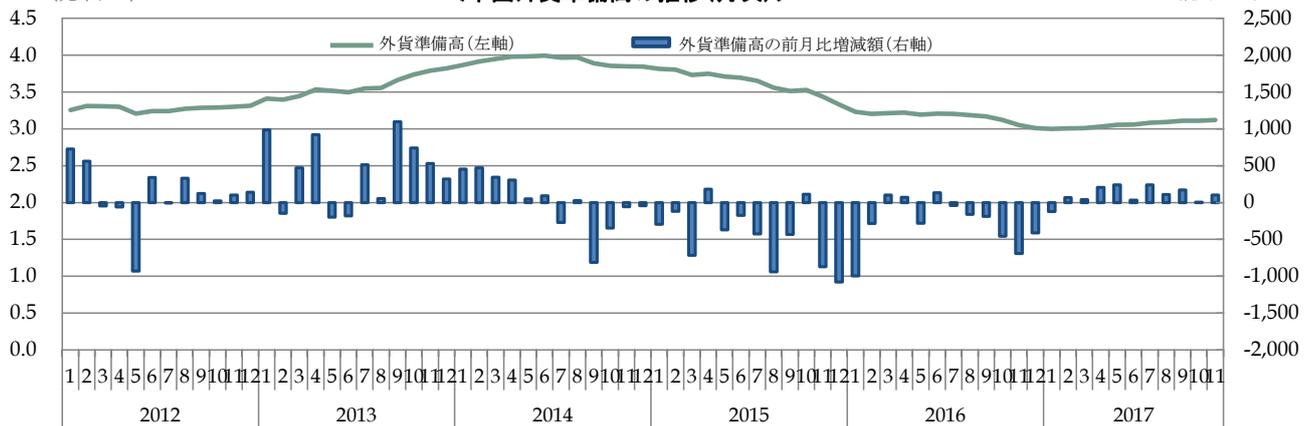
中国人民銀行の7日の発表によると、11月の外貨準備高は前月比+101億米ドルの3兆1,193億米ドルと、10ヶ月連続で前月末を上回った。

国家外貨管理局は、11月の外貨準備高の増加について、米ドルに対し他通貨が上昇したことにより、資産の米ドル換算額が増加したこと等が要因と分析。今後の見通しについては、クロスボーダーの資金流動の安定が見込まれ、外貨準備の規模も安定的に推移するとの見方を示した。

(兆米ドル)

＜中国外貨準備高の推移(月次)＞

(億米ドル)



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆強まる元安志向

週初(12/4)オンショア人民元相場(以下、人民元)は、高値圏 6.6085 で寄り付いた。中国人民銀行(以下、PBOC)が対ドル基準値を元安に設定したことに加え、米税制改革への期待を受けたドル買いも相まって、週央に人民元は安値 6.6277 まで下落した。しかし、一旦は小反落し、本稿執筆時点では 6.61 台後半で推移している。

また、今週は経済指標が発表されている。貿易収支は市場予想を上回ったものの、16 ヶ月連続で前年同月を下回っている。人件費の高騰や人民元高による影響で、中国の価格競争力が落ちてきていることが見受けられる。

過剰債務の圧縮に向けた動きは強まりそうだ。実際、7 日に PBOC の周小川総裁が、国内の債務水準が低下する中、債務削減の取り組みを継続するとともに、穏健で中立的な金融政策を維持するとの姿勢を表明している。加えて、同日に国際通貨基金(IMF)が中国に対して、成長目標より金融安定を優先すべきだとの提言を行っている。

こうした中、PBOC は約 1 年 1 ヶ月ぶりに 10 営業日連続で対ドル基準値を元安に設定している。当方ではかねてより、構造改革(過剰生産能力や過剰債務の圧縮)の進展に伴い、当局が景気の下支えを理由に、人民元安を志向すると予想してきた。元安ペースは緩やかなものに留まっているものの、元安の動きが来週も継続するとみられる。

来週は 11 月のマネーサプライ、固定資産投資、鉱工業生産、人民元建て新規融資などの経済指標が発表される。共産党大会後の中国経済の状況を確認できる最初の指標となるため、構造改革の現状を把握する上でも、これらの経済指標の結果に注目したい。

(12月8日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2017.12.04	6.6101	6.6085~ 6.6212	6.6187	0.0122	5.8608	-0.0226	0.84682	0.0009	7.8458	-0.0308	3.0000	3466.87	-7.76
2017.12.05	6.6150	6.6110~ 6.6171	6.6131	-0.0056	5.8728	0.0120	0.84608	-0.0007	7.8400	-0.0058	2.7500	3459.39	-7.49
2017.12.06	6.6178	6.6127~ 6.6277	6.6150	0.0019	5.8976	0.0248	0.84622	0.0001	7.8200	-0.0200	2.8500	3450.00	-9.39
2017.12.07	6.6180	6.6127~ 6.6193	6.6155	0.0005	5.8728	-0.0248	0.84667	0.0005	7.8034	-0.0166	2.8000	3426.82	-23.18
2017.12.08	6.6180	6.6145~ 6.6210	6.6175	0.0020	5.8286	-0.0442	0.84735	0.0007	7.7691	-0.0343	3.1000	3445.81	18.99

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2017年11月下旬から12月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

<p>[行政法規] 【外商投資】</p> <p>○「国務院の一部行政法規の改正に関する決定」(国務院令第 690 号、2017 年 11 月 17 日公布・施行)</p> <p>【税】</p> <p>○「国務院の『中華人民共和国營業稅暫定施行條例』の廢止及び『中華人民共和國增值稅暫定施行條例』の改正に関する決定」(国務院令第 691 号、2017 年 11 月 19 日公布・施行)</p> <p>【祝祭日】</p> <p>○「国務院弁公庁の 2018 年一部祝祭日の手配に関する通知」(国弁發明電[2017]12 号、2017 年 11 月 30 日發布、2018 年 1 月 1 日実施)</p>	<p>「中外合作經營企業法實施細則」と「母子保健法實施弁法」の一部改正。</p> <p>■このうち「中外合作經營企業法實施細則」(1995 年 9 月 4 日公布・施行)の改正点は、中外合作經營企業の經營管理を第三者に委託する場合の審査・認可機關の認可についての規定(第 35 条第 2 項)が削除されたこと。これにより、董事会または共同管理委員會で一致同意すれば委託が可能となった。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-11/29/content_5243174.htm</p> <p>營業稅から增值稅への稅制改革試行の終了に伴い、「營業稅暫定施行條例」を廢止し、「增值稅暫定施行條例」を改正したもの。(注:この改革試行は 2012 年 10 月に上海市で開始され、13 年 8 月から全国に拡大、15 年 5 月からは全ての營業稅の対象業種が增值稅に移行された。)</p> <p>■「增值稅暫定施行條例」の修正内容は、旧條例の規定に改革試行時の規定(2016 年 3 月に發布された財政部と國家稅務總局の通知(財稅[2016]36 号)に添付される「營業稅改革增值稅徵收試行實施弁法」など)を統合したもので、新しい規定はない。(上記通知の内容については、本誌2016年4月6日号の EXPERT VIEW の解説をご参照。)</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/01/content_5243734.htm</p> <p>2018 年の祝祭日休暇についての通知。</p> <p>■詳細は以下の通り。 元旦:1 月 1 日(月)(2017 年 30 日(土)、31 日(日)も休み) 春節:2 月 15 日(木)~21 日(水)(2 月 11 日(日)と 24 日(土)は營業) 清明節:4 月 5 日(木)~7 日(土)(4 月 8 日(日)は營業) 労働節:4 月 29 日(日)~5 月 1 日(火)(4 月 28 日(土)は營業) 端午節:6 月 18 日(月)(16 日(土)、17 日(日)も休み) 中秋節:9 月 24 日(月)(22 日(土)、23 日(日)も休み) 國慶節:10 月 1 日(月)~7 日(日)(9 月 29 日(土)、30 日(日)は營業)</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-11/30/content_5243579.htm</p>
---	---

[政策]

【商標】

○「国家工商行政管理総局の商標登録利便化改革を深化し、商標登録効率を確実に高めることに関する意見」(工商標字[2017]213号、2017年11月14日発布)

商標登録の審査期間を短縮するよう地方工商行政管理部門に指示したもの。

■具体的には以下の通り。

- ・ 商標登録出願の受理通知書発行までの期間:2017年末に3ヵ月から2ヵ月に、18年末に1ヵ月に短縮する。
- ・ 商標登録の審査期間:2017年末に9ヵ月から8ヵ月に、18年末6ヵ月に短縮する。
- ・ 商標譲渡の審査期間:2018年末に6ヵ月から4ヵ月に短縮する。
- ・ 商標変更・更新の審査期間:2018年末に3ヵ月から2ヵ月に短縮する。
- ・ 出願受理後のコンピュータ入力に要する期間(検索不能期間):2018年末に3ヵ月から2ヵ月に短縮する。

■原文は国家工商行政管理総局の下記サイトをご参照。

http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201711/t20171117_270432.html

【輸入税】

○「国務院関税税則委員会の一部消費品の輸入関税調整に関する通知」(税委会[2017]25号、2017年11月22日発布、同年12月1日実施)

食品、医薬品、化粧品、衣料品、家電品、文具、衛生用品などの消費財187品目の輸入関税引き下げ。粉ミルク20%→0、ペニシリン系医薬品6%→2%、香水・口紅10%→5%、男女用スーツ25%→10%、冷蔵庫30%→15%、ボールペン15%→8%、紙おむつ7.5%→0など。国内での消費の促進がねらいと見られる。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201711/t20171123_2755506.html

【外商投資】

○「交通運輸部弁公庁の外商投資国内水路運輸業及び船舶代理業の管理を更に強化することに関する通知」(交弁水函[2017]1724号、2017年11月20日発布・実施)

外商投資による国内水路運輸企業と船舶代理企業に対する管理強化を地方交通運輸部門に指示したもの。「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」では、「国内水上運輸公司」と「船舶代理」はともに制限産業で、中国側マジョリティとされているが、厳格に運用するよう求めている。(注:上記目録で制限産業に記載される業種・分野はネガティブリストとされ、外商投資企業の設立・変更手続きは届出ではなく認可となる。)

■具体的には以下の通り。

- ① 国内水路運輸については、現状、既存の国内水路運輸事業者で需要を満たすことができるため、原則として外商投資国内水路運輸企業を認可しない(企業の設立、国外での上場による株式発行、国外投資者の国内上場企業への戦略投資、親会社による前記3種の方式での外資導入を含む)。
- ② 船舶代理については、水路運輸管理部門が外商投資国内船舶代理企業の届出の過程で中国側マジョリティでないことを発見した場合、外商投資主管部門に通報するとともに、関係部門が是正を要求するのに協力しなければならない。

■原文は交通運輸部の下記サイトをご参照。

http://zizhan.mot.gov.cn/zfxgk/bnssj/syj/201711/t20171124_2941141.html

【税】

○「財政部、国家税務総局、水利部の『水資源改革試行拡大実施弁法』の印刷・発布に関する通知」(財税[2017]80号、2017年11月24日発布、同年12月1日実施)

昨年7月から河北省で水資源税の徴収が試行されているが、これを北京、天津、山西、内蒙古、山東、河南、四川、陝西、寧夏の9省・自治区・直轄市に拡大するもの。

■納税義務者は、地表水・地下水を直接採取する単位(企業など)と個人で、税額の計算は取水量(発電所は発電量)に単位当たりの税額を掛ける。地区、地表水と地下水で税額が異なり、北京は1立方メートル当たりの最低平均税額が地表水で1.6元、地下水で4元、天津は同じく0.8元と4元、山東省は0.4元と1.5元、四川省は0.1元と0.2元などとなっている。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201711/t20171128_2761431.html

[規則]

【税】

○「建築サービス増値税簡易税額計算方法届出事項の簡素化に関する公告」(国家税務総局公告2017年第43号、2017年11月26日公布、2018年1月1日施行)

建築サービスに従事する増値税納税者が簡易税額計算方法を選択する場合の届出の手続きを簡素化するもの。

■建築サービスは2016年5月から増値税改革試行の対象とされ、①施主が建築材料を提供する場合、②建築サービス提供者が建築材料を購入する場合、③改革試行前に契約した場合に、簡易税額計算方法(売上に3%の徴収率を掛けて税額を計算する方法)を選択できるとされたが、この公告で納税申告前に主管国家税務機関に届出をすることとされた。届出は1回限りとされ、その際、上記①の場合は建築工事請負契約書を提出すること、③の場合は「建築工事施工許可証」または建築工事請負契約書を提出することとされている。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2931795/content.html>

【食品輸出】

○「輸出食品生産企業届出管理規定」(国家品質監督検査検疫総局令第192号、2017年11月14日公布、2018年1月1日施行)

2011年10月施行の同名の規定を廃止し、新たに制定したもの。

■この規定は、輸出食品生産企業に出入国検査検疫局への届出を義務付け、審査に合格しないと輸出を認めないというものだが、届出の手続きなどが簡素化、緩和された。主な点は以下の通り。

- ① 旧規定では届出先が直属検査検疫局(各省・自治区・直轄市の最上位機関)とされていたが、新規定では所在地の検査検疫機構とされた。
- ② 旧規定では審査期間が評価期間を除いて各段階の合計で55日以内とされていたが、新規定では専門家による評価の期間を除いて25日以内とされた(実際には大幅な短縮となると見られる)。
- ③ 「届出証明」の有効期間が4年から5年に延長された。

■原文は国家品質監督検査検疫総局の下記サイトをご参照。

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjl/2017/201711/t20171124_503074.htm

【認証機関】

○「認証機構管理弁法」(国家品質監督検査検疫総局令第193号、2017年11月14日公布、2018年1月1日施行)

上記と同じく2011年9月施行の同名の規定に代わるもの。

■認証機構は、製品・サービス・管理システムが基準や技術的要求に適合しているかを評価・証明する機関をいう。新規定では、設立条件・手続きが緩和された。主な点は以下の通り。

- ① 設立する企業について、新分野の認証を行う場合はフィージビリティ・スタディ報告を行うこと、専門認証人員は業務資格・能力を持っていること、董事長・総経理・管理者代表は職務履行に必要な管理能力を持っていることという条件が削除された。(注:最低登録資本 300 万元、専門認証人員 10 名以上の条件は変わっていない。)
 - ② 中外合弁・合作企業の中国側出資者について、3 年以上の認証業務経験があるか、または検査機構・実験室の資格を取得していることという条件が削除された。
 - ③ 分公司を設立する場合の認可取得、国外の認証機構からの認証業務を請け負う場合の登記前の許可取得の規定が削除され、それぞれ認証監督管理部門への報告、登記後の許可取得に変更された。
 - ④ 「認証機構許可書」の有効期間が 4 年から 6 年に延長され、また設立認可の期限が 90 日から 45 日に短縮された。
- 原文は国家品質監督検査検疫総局の下記サイトをご参照。
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlpg_12538/zjl/2017/201711/t20171124_503073.htm

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2018 年 1 月 13 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>